税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	固定資産税	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（以下「特定市街化区域農地」という。）については、当該特定市街化区域農地の価格の３分の１の額（一定のものについては一定の調整率を乗じて得た額）又は、住宅用地と同様の措置により算定した額とする。 ２　家屋 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの） ３　償却資産 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの） また、大規模の償却資産については地方税法第349条の４及び第349条の５に規定する金額	
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）	一定率　100分の1.4
		軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数	標準税率 １　原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（(ニ)に掲げるものを除く。）　年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの　年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの　年額2,500円 ２　軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額2,400円 (ロ) 三輪のもの　年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用　営業用　年額5,500円 自家用　年額7,200円 貨物用　営業用　年額3,000円 自家用　年額4,000円 ３　二輪の小型自動車　年額4,000円 制限税率　標準税率の1.5倍
		市たばこ町村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数	一定税率 紙巻たばこ等　1,000本につき3,298円 旧三級品の紙巻たばこ　1,000本につき1,564円 ※平成22年10月１日以降 紙巻たばこ等　1,000本につき4,681円 旧三級品の紙巻たばこ　1,000本につき2,190円

税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	鉱産税	鉱物の価格	標準税率　100分の1 （鉱物の掘採の作業場において１月間に掘採された鉱物の価格が２百万円以下である場合は100分の0.7） 制限税率　100分の1.2 （鉱物の掘採の作業場において１月間に掘採された鉱物の価格が２百万円以下である場合は100分の0.9）
		特別保有土地税	※平成15年度以降当分の間課税停止	※平成15年度以降当分の間課税停止
	目的税	入湯税	入湯日数	標準税率　1人1日につき150円
		事業所税	１　資産割 事業所床面積 ２　従業者割 従業者給与総額	一定税率　1平方メートルにつき　60円 一定税率　100分の0.25 制限税率　100分の0.3
		都市計画税	１　土地 固定資産税の課税標準となるべき価格（住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る都市計画税の課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。） ただし、宅地等については、以下のとおりとする。 ①　商業地等 イ　負担水準が70％を超える商業地等については、当該年度の評価額の70％を課税標準額とする。 ロ　負担水準が60％以上70％以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。 ハ　負担水準が60％未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5％を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60％を上回る場合には60％相当額とし、評価額の20％を下回る場合には20％相当額とする。 ②　住宅用地 イ　負担水準が80％以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。 ロ　負担水準が80％未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率（３分の１又は３分の２）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）の5％を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80％を上回る場合には80％相当額とし、本則課税標準額の20％を下回る場合には20％相当額とする。 また、農地（市街化区域農地を除く。以下同じ。）については、当該農地の税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率（1.025、1.05、1.075、1.1）を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。	